

令和5年度

監査報告書(6)

桐生市監査委員

桐監発第 5・12 号
令和 6 年 2 月 29 日

桐生市長
桐生市議会議長

荒木 恵司 様
人見 武男 様

桐生市監査委員 石井 謙三
同 ペ谷 信良
同 北川 久人

定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年4月1日桐生市監査委員告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査（財務監査）

3 監査の対象

(1) 対象部局

秘書室

共創企画部（企画課、特命推進室、魅力発信課、交通ビジョン推進室、防災・危機管理課）

議会事務局

水道局（総務課等、下水道課、境野水処理センター）

(2) 対象事務

令和5年4月1日から同年11月末日までの財務に関する事務。（一部過年度分を含む。）

4 監査の期間

令和6年1月4日から同年2月9日まで

5 監査の着眼点

次の事項に留意し監査するものとした。

- (1) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (2) 収入に係る手続き及び時期は適正か。
- (3) 違法、不当または不経済な支出はないか。
- (4) 契約に係る手続き及び契約内容は適正か。
- (5) 公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
- (6) 前回監査時の指摘事項の改善は見られるか。

6 監査の主な内容

予算の執行状況等あらかじめ提出を求めた監査資料、その他、重点項目として備品購入費及び歳入における手数料に係る関係書類、各節の関係書類等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況について関係書類を調査した結果、軽微な留意事項として旅費の算出誤りが見受けられたが、その他書類の整備及び事務の処理状況についてはおおむね適正であった。

なお、留意事項については当該部局に文書で通知した。